

○白岡市個人番号の利用に関する条例施行規則

平成 28 年 3 月 30 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、白岡市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年白岡市条例第 28 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で定めるところによる。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 3 条 条例別表第 1 の右欄各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げる事務に応じ、同表右欄に定める事務とする。

(条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報)

第 4 条 条例別表第 2 の中欄各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 2 の左欄に掲げる事務に応じ、同表中欄に定める事務とし、条例別表第 2 の右欄各項に掲げる特定個人情報であって規則で定めるものは、別表第 2 の中欄に掲げる事務に応じ、同表右欄に定める情報とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 7 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日規則第 5 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

(令 6 規則 5・全改)

事務	規則で定める事務
----	----------

1 生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務	生活に困窮する外国人（以下「要保護等外国人」という。）に対する生活保護法昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施に係る事実についての審査に関する事務
	要保護等外国人に対する生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	要保護等外国人に対する生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第 2 項の職権による保護の変更に係る事実についての審査に関する事務
	要保護等外国人に対する生活保護法第 26 条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に係る事実についての審査に関する事務
	要保護等外国人に対する生活保護法第 29 条第 1 項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに係る事実についての審査に関する事務
	要保護等外国人に対する生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	要保護等外国人に対する生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	要保護等外国人に対する生活保護法第 55 条の 8 第 1 項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実

	施に係る事実についての審査に関する事務 要保護等外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に係る事実についての審査に関する事務 要保護等外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に係る事実についての審査に関する事務
2 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年白岡町条例第19号）による重度心身障害者医療費の支給に関する事務	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第5条第1項の規定による受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第1項の規定による医療費助成金の請求に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第9条第1項の規定による資格の喪失又は登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第9条第2項の規定による受給資格登録者に係る所得の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務
3 白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年白岡町条例第13号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第2項に規定する受給資格等の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第4条第2項に規定する資格の喪失、届出に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第7条第1項に規定する支給制限に係る事実についての審査に関する

事務	る事務
4 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第1項の規定による医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務
5 白岡市こども医療費支給に関する条例（昭和48年白岡町条例第18号）によるこども医療費の支給に関する事務	白岡市こども医療費支給に関する条例第5条第1項の規定による医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市こども医療費支給に関する条例第6条第1項の規定による受給資格に係る事実についての審査に関する事務
	白岡市こども医療費支給に関する条例第7条の規定による資格の喪失又は登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

別表第2（第4条関係）

（令6規則5・全改）

事務	規則で定める事務	規則で定める情報
1 要保護等外国人に対する生活保護の実施に関する事務	要保護等外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の	要保護等外国人に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開

	申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務	始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。） 要保護等外国人に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報（以下「住民税関係情報」という。）
--	---	---

	生活に困窮する外国人に係る健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）
	要保護等外国人に係る児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当情報」という。）
	要保護等外国人に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 31 条（同法第

	31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
	要保護等外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当等情報」という。)
	要保護等外国人に係る母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
	要保護等外国人に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特

	例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報 要保護等外国人に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例による
--	--

	ものとされた平成２５年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（この項において「旧法」という。）第１４条第１項の支援給付、平成２５年改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第３項の支援給付及び平成２５年改正法附則第２条第３項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項（平成１９年改正法附則第４条第２項において準用する場合を含む。）並びに平成２５年改正法附則第２条第１項及び第２項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第１４条第４項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第２
--	---

		4 条第 1 項の開始若しくは同条第 9 項の変更、同法第 25 条第 1 項の職権による開始若しくは同条第 2 項の職権による変更又は同法第 26 条の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）
		要保護等外国人に係る介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付若しくは同条第 3 号の市町村特別給付の支給又は同法第 115 条の 45 の地域支援事業の実施に関する情報
		要保護等外国人に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
2 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 5 条第 1 項の規定による受給資	当該申請又は届出に係る対象者の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 28

例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務	格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務及び同条例第9条第1項の規定による資格の喪失又は登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	3号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)
		当該申請又は届出に係る対象者及びその世帯の住民税関係情報
		当該申請又は届出の対象者に係る健康保険の被保険者若しくは被扶養者、船員保険の被保険者若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者又は国民健康保険の被保険者若しくは被扶養者の資格に関する情報(以下「医療保険資格情報」という。)又は高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報(以

		下「医療保険等資格情報」という。)
		当該申請又は届出に係る対象者及びその世帯の生活保護実施関係情報
		当該申請又は届出に係る対象者及びその世帯の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
		当該申請又は届出に係る対象者及びその世帯の中国残留邦人等支援給付実施関係情報
	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第1項の規定による医療費助成金の請求に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る対象者及びその世帯の医療保険給付関係情報
	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第9条第2項の規定による受給資格登録者に係る所得の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該申請又は届出に係る対象者及びその世帯の住民税関係情報
3 白岡市在宅重度心身障害者手	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第2項	当該申請又は届出に係る対象者の住民税関係情報

当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務	に規定する受給資格等の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務及び同条例第4条第2項に規定する資格の喪失、届出に係る事実についての審査に関する事務	当該申請又は届出に係る対象者の特別児童扶養手当等情報
		当該申請又は届出に係る対象者の住民票に記載された住民票関係情報
		当該申請又は届出に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報
		当該申請又は届出に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第7条第1項に規定する支給制限に係る事実についての審査に関する事務	当該審査に係る対象者の住民税関係情報
4 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務及び同条例第8条の規定による届出に係る事実について	当該申請又は届出に係るひとり親等（白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等をいう。以下同じ。）又はひとり親等の配偶者

	ての審査に関する事務	若しくは扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）でそのひとり親等と生計を同じくするものに係る住民税関係情報
		当該申請又は届出に係る対象者に係る医療保険資格情報
		当該申請又は届出に係る対象者に係る医療保険等資格情報
		当該申請又は届出に係る対象者に係る児童扶養手当情報
		当該申請又は届出に係る対象者に係る生活保護実施関係情報
		当該申請又は届出に係るひとり親等又はひとり親等の配偶者若しくは扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものに係る住民票に記載された住民票関係情報
		当該申請又は届出に係る児童又は対象者に係る中国残留邦人等支援給付等

		情報
	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第1項の規定による医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る対象者に係る医療保険給付情報
		当該申請に係るひとり親等に係る住民税関係情報
5 白岡市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務	白岡市こども医療費支給に関する条例第5条第1項の規定による医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る対象となるこども（白岡市こども医療費支給に関する条例第3条に規定する対象となるこどもをいう。以下、同じ。）に係る医療保険給付関係情報
		当該申請に係る保護者（白岡市こども医療費支給に関する条例第2条第2号に規定する保護者をいう。以下同じ。）に係る住民税関係情報
	白岡市こども医療費支給に関する条例第6条第1項の規定による受給資格に係る事実についての審査に関する事務及び同条例第7条の規定による資格の喪失又は登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該申請又は届出に係る対象となるこども又は保護者に係る医療保険資格情報
		当該申請又は届出に係る対象となるこどもに係る生活保護実施関係情報
		当該申請又は届出に係る対象となるこども又は保

	護者に係る白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の受給資格に関する情報
	当該申請又は届出に係る対象となるこども又は保護者に係る白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の受給資格に関する情報